

「建設工事統計調査 調査業務」の状況について

令和 8 年 3 月 18 日

国土交通省総合政策局
情報政策課建設経済統計調査室

1 業務概要

国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室では、統計法に基づく基幹統計である建設工事統計調査を所掌している。建設工事統計調査は、建設工事及び建設業の実態を明らかにすることを目的として調査が実施されている。

建設工事統計調査の調査業務は、一連の定型業務全体を包括的に委託するとともに、市場化テストの枠組みを活用することにより、事業者がノウハウを蓄積し、効率的に業務を実施できるようにし、競争の下で適正な事業者に委託することを目的として、「公共サービス改革基本方針」（令和 7 年 6 月 24 日閣議決定）の別表に掲載されており、民間競争入札の内容の詳細については、監理委員会と連携して検討することとされている。

2 現状について

建設工事統計調査は、建設工事受注動態統計調査（以下「受注統計調査」という。）及び建設工事施工統計調査（以下、「施工統計調査」という。）で構成されるが、令和 6 年 5 月 22 日の第 716 回入札監理小委員会において、両調査について、オンライン調査導入後、実際の回答状況等を踏まえた更なる検証やそれに伴う取組を講じる必要があるため、不確定要素を一定程度排除した後に市場化テストを行うこととしたい旨ご説明させていただいた。その後、オンライン調査については、両調査ともに令和 7 年度より導入し、回収率や回答状況等を検証の上、必要に応じ、エラーチェック機能や調査回答環境の向上等のシステム改修や、業務プロセスのさらなる改善を行っていくこととしている。

他方、受注統計調査において、回答者からの誤報告が発生し、四半期別 GDP 速報の数値にも改定（令和 6 年 7 月 1 日改定値公表）が生じることとなった事案を受け、省内に設置した有識者で構成する統計品質改善会議による中間整理及び総務省統計委員会の答申において、調査の根幹である標本設計のあり方等の見直しの必要性が指摘された。これらを踏まえ、現在、統計品質改善会議において、調査のあり方を議論しているところであり、議論の結果によっては業務の内容が大きく変わる可能性もあることから、現時点においては、市場化テストを実施する環境が整っていない状況である。

3 今後について

受注統計調査及び施工統計調査ともに、統計品質改善会議における議論の状況も踏まえ、一連の定型業務を包括的かつ効率的に民間委託する環境が整った段階で市場化テストを実施する。

調査の概要

- 建設工事及び建設業の実態を明らかにすることを目的とした調査
- 建設工事受注動態統計調査及び建設工事施工統計調査で構成

建設工事受注動態統計調査

●調査内容

建設業者の建設工事受注動向及び公共機関・民間等からの受注工事の詳細を把握

●調査時期

毎月

●調査対象

- ・甲調査：建設工事施工統計調査において完工高が1億円以上の業者から抽出した約12,000業者
- ・乙調査：大手49業者
(甲調査の対象にも含まれる)

●調査方法：郵送・オンライン (調査経路)

- ・甲調査：国土交通省－都道府県（－調査員）－報告者
※オンラインの場合は、国土交通省－報告者
- ・乙調査：国土交通省－報告者

建設工事施工統計調査

●調査内容

建設業者が1年間に施工した建設工事の完成工事高等を調査し、建設業の実態・建設活動の内容を把握

●調査時期

毎年

●調査対象

約11万業者
(建設業許可業者約48万業者から抽出
※大臣許可業者等は全数)

●調査方法：郵送・オンライン (調査経路)

国土交通省－都道府県（－調査員）－報告者
※オンラインの場合は、国土交通省－報告者

■令和6年12月25日 建設工事受注動態統計調査の誤報告対策に関する中間整理（抄）

また、施工統計調査、受注統計調査の標本設計や層化区分の在り方については、統計業務の不断の改善を進めて行く中で、今後さらに検討を深めるべく、統計品質改善会議において論点を整理していくこととする。

■令和7年1月17日 総務省統計委員会答申（抄）

施工調査及び動態調査の標本設計について、前回答申への課題対応の検討結果及び統計品質改善会議における論点整理を踏まえ、引き続き、結果精度が確保できるよう標本設計の見直しの必要性を検討すること。